別　紙

橘宿舎経費負担区分

１　維持管理費

　　　橘宿舎の維持管理を適切に行い、快適な宿舎生活が送れるよう、次の維持管理に充てるものとして入居者から月額４，７００円を徴収する。

（１）個室内の壁、床、天井の内装劣化、損傷補修

（２）個室内の設備・備品の修理、更新

（３）共用部分の入居者が使用する機器（洗濯機、冷蔵庫）等の修理、更新

（４）インターネット接続費用

（５）その他、管理運営責任者が必要と認めたもの

２　光熱水料

（１）個室の光熱水料は、広さと個室内設備が異なるため、入居者の負担割合を考慮して個室Ａ及び個室Ｂの負担額を決定する。

（２）電気料金、水道料金、ガス料金の基本料は、大学と入居者で半額ずつ負担する。

（３）玄関、廊下、階段の電気料金相当分を定額として、大学が負担する。

（４）事務室での光熱水料の使用料金を定額として、大学が負担する。

３　その他

　　　入居者が私生活のために使用するものは、入居者が負担する。